

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

本年1月、国連において核兵器禁止条約が発効しました。

条約の発効で、核兵器は人道上許されないとの「道徳的規範」だったものから、国際的法規となりました。条約の制定は、三度原子爆弾は使わせないと決意のもと、自らの苦痛と被害を訴え続けたヒバクシャをはじめ、多くの人々の願いが結実したものです。この条約に関する世論調査では、7割近くが日本は条約に参加すべきと回答しており、ヒバクシャからも日本政府の賛同と参加を求める声が多く寄せられています。また、今日まで日本政府は、「核兵器を持たず・作らず・持ち込ませず」の非核3原則を国是としてきました。条約が発効した今、まずは締約国会議にオブザーバーとして参加し、加盟国の訴えに耳を傾けることが大切だと考えます。その上で、核保有国と非保有国の具体的対話作りの橋渡しを担っていくことが、核兵器のない世界の実現に向けて大きな意義があると考えます。

「唯一の戦争被爆国」として、核保有国と非保有国の橋渡しをするとしてきた日本政府におかれましては、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

春日市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣